

通関業許可条件の変更について

通関業法第3条第2項の条件を下記のとおり変更したので公告する。

令和4年9月22日

大阪税関長 沖部 望

記

名 称 宮津海陸運輸株式会社（法人番号 5130001040597）

所 在 地 京都府宮津市字須津 413 番

代 表 者 代表取締役 野田 真人

営 業 所 名 運輸部運輸課

所 在 地 京都府宮津市字鶴賀 2160 番地の9

許 可 条 件 「通関業務を行うことができる地域は、通関士設置地域
以外の地域とする。」を解除する。